

立川市史編さん委員会条例施行規則
平成27年4月1日規則第20号
立川市史編さん委員会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市史編さん委員会条例(平成27年立川市条例第12号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 立川市史編さん委員会(以下「委員会」という。)が審議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 立川市史編さんの基本方針に関する事。
- (2) 立川市史編さんに必要な調査、研究及び資料収集に関する事。
- (3) 立川市史の編集、監修及び刊行に関する事。
- (4) その他必要と認める事。

(会議録)

第3条 委員長及び副委員長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(委員の報酬)

第4条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例(昭和36年立川市条例第2号)別表の規定により日額10,800円とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業文化スポーツ部地域文化課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行に係る委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。